

第5節 広域応援等の要請・受入れ

本町は、住民の生命又は財産を保護するため、必要と認めた場合は、速やかに大阪府、他市町村及び指定地方行政機関等に対し、応援を要請するとともに、受け入れ体制を整備し、被災者の救助など応急対策に万全を期するものとする。

第1 応援の要請

町長は、本町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

1 応援の要請できる要件

本町域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- (1) 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- (2) 緊急を要する時、地理的に見て近隣市町に応援を求めた方が、より効果的な応急措置の実施ができると認められる場合
- (3) その他応急措置を実施するため必要があると認める場合

2 応援にあたっての要請事項

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する物資、資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

3 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、大阪府知事に対して応援要請を行う。この場合、上記事項を記載した文書で大阪府総務部危機管理室を通じて行う。ただし、そのいとまがないときは、電話、ファクシミリ等で連絡のうえ、防災情報システムを活用して要請し、その後、速やかに文書を提出する。

4 他の市町村に対する応援要請

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して文書により応援要請を行う。ただし、そのいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出する。

第2 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本町の職員のみでは対応できない場合は、大阪府、他市町村及び指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請する。

1 大阪府、他市町村又は指定地方行政機関、指定公共機関（特定公共機関）に対する派遣要請

町長は、災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定により、職員の派遣を要請する。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載して文書で行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

2 職員の派遣の斡旋の要請

町長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧対策のため必要があるときは、大阪府知事に対し、指定地方行政機関、指定公共機関（特定公共機関）の職員の派遣について斡旋を求める。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要な事項

3 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条及び第92条、同法施行令第17条、第18条及び第19条の定めるところによる。

第3 緊急消防援助隊の派遣要請

本町の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、大阪府知事に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第4 広域応援等の受入れ

町長は、広域応援等を要請した場合は、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、地域防災拠点等適切な場所へ受け入れる。特にヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に

万全を期する。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、泉大津警察署等と連携し、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。